

令和4年度 経営管理権集積計画（大淵・内山地区）

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により、経営管理権集積計画を定める。

令和5年2月24日

富士市長 小長井 義正

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-03	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富上市大淵	14151	12	ろ39-0	山林	0.1527	ヒノキ	54	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
2	同上	14153	12	ろ38-0	山林	0.0294	ヒノキ	70	同上	同上	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
3	同上	8352-4	12	ろ39-0	山林	0.1176	ヒノキ	54	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14151	12	ろ39-0	山林	0.1527	ヒノキ	54				
2	同上	14153	12	ろ38-0	山林	0.0294	ヒノキ	70				
2	同上	8352-4	12	ろ39-0	山林	0.1176	ヒノキ	54				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-04	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	富士市大淵	4523-1	12	い48-2	山林	0.3404	ヒノキ	60	公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。			
2	同上	8348	12	い48-2	山林	0.0532	ヒノキ	60	同上	同上						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富上市大淵	4523-1	12	い48-2	山林	0.3404	ヒノキ	60				
2	同上	8348	12	い48-2	山林	0.0532	ヒノキ	60				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富上市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番 号	集04-05	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	4523-2	12	い48-0	山林	0.0532	ヒノキ	60	公告の日から	6年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上	8349	14	い3-1	山林	0.2294	ヒノキ	60	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富上市大淵	4523-2	12	い48-0	山林	0.0532	ヒノキ	60				
2	同上	8349	14	い3-1	山林	0.2294	ヒノキ	60				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富上市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-07	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の 発期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	1991-9	14	い53-1	山林	0.0302	ヒノキ	55	公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1991-9	14	い53-1	山林	0.0302	ヒノキ	55				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-09	経営管理権の設定を受ける市町村 村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	14305-1	12	ろ35-0 36-0	山林	1.3826	ヒノキ	57 61	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定され る場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定され ない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	＜経営管理実施 権が設定され る場合＞ 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ とし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。 ＜経営管理実施 権が設定され ない場合＞ ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いを行わな い。	
2	同上	14305-3	12	ろ35-0	山林	0.0039	ヒノキ	57	同上	同上				
3	同上	14305-4	12	ろ35-0	山林	0.0062	ヒノキ	57	同上	同上				
4	同上	14319	12	ろ44-0	山林	0.2429	スギ ヒノキ	60	同上	同上				
5	同上	2121	14	い78-0	山林	0.0872	ヒノキ	70	同上	同上				
6	同上	2122-1	14	い78-0	山林	0.0695	ヒノキ	70	同上	同上				
7	同上	2122-3	14	い78-0	山林	0.0475	ヒノキ	70	同上	同上				
8	同上	2122-4	14	い78-0	山林	0.0256	ヒノキ	70	同上	同上				
9	同上	2123-2	14	い78-0	山林	0.0208	ヒノキ	70	同上	同上				
10	同上	2126-1	14	い78-0	山林	0.0491	ヒノキ	70	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14305-1	12	ろ35-0 36-0	山林	1.3826	ヒノキ	57 61				
2	同上	14305-3	12	ろ35-0	山林	0.0039	ヒノキ	57				
3	同上	14305-4	12	ろ35-0	山林	0.0062	ヒノキ	57				
4	同上	14319	12	ろ44-0	山林	0.2429	スギ ヒノキ	60				
5	同上	2121	14	い78-0	山林	0.0872	ヒノキ	70				
6	同上	2122-1	14	い78-0	山林	0.0695	ヒノキ	70				
7	同上	2122-3	14	い78-0	山林	0.0475	ヒノキ	70				
8	同上	2122-4	14	い78-0	山林	0.0256	ヒノキ	70				
9	同上	2123-2	14	い78-0	山林	0.0208	ヒノキ	70				
10	同上	2126-1	14	い78-0	山林	0.0491	ヒノキ	70				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-11	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	2016-7	14	い28-1	山林	0.0981	ヒノキ	66	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上	4487-1	12	ろ3-0 10-0	山林	0.2932	ヒノキ	61 43	同上	同上				
3	同上	4487-2	12	ろ6-0	山林	0.1190	ヒノキ	65	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）												備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	2016-7	14	い28-1	山林	0.0981	ヒノキ	66				
2	同上	4487-1	12	ろ3-0 10-0	山林	0.2932	ヒノキ	61 43				
3	同上	4487-2	12	ろ6-0	山林	0.1190	ヒノキ	65				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番 号		集 04-12	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）						(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町 1 丁目100番地				
			経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富上市大淵	14248-1	12	ろ4-0	山林	0.2655	ヒノキ	43	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定され る場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病虫害及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の日視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定され ない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの日視による森林 巡回を実施する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法 ＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法 ＜経営管理実施 権が設定され る場合＞ 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ ととし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。 ＜経営管理実施 権が設定され ない場合＞ ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。		
2	同上	14263-1	12	ろ5-0	山林	0.2421	ヒノキ	60	同上	同上					
3	同上	14265	12	ろ25-0	山林	0.0598	ヒノキ	68	同上	同上					
4	同上	4488-1	12	ろ5-0	山林	0.0793	ヒノキ	60	同上	同上					
5	同上	8367-1	12	ろ79-0	山林	0.0656	ヒノキ	62	同上	同上					
6	同上	8367-4	12	ろ79-0	山林	0.0724	ヒノキ	62	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14248-1	12	ろ4-0	山林	0.2655	ヒノキ	43				
3	同上	14263-1	12	ろ5-0	山林	0.2421	ヒノキ	60				
3	同上	11265	12	ろ25-0	山林	0.0598	ヒノキ	68				
4	同上	4488-1	12	ろ5-0	山林	0.0793	ヒノキ	60				
5	同上	8367-1	12	ろ79-0	山林	0.0656	ヒノキ	62				
6	同上	8367-4	12	ろ79-0	山林	0.0724	ヒノキ	62				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-13	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権 に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期					
1	富士市大淵	14363	12	ろ59-0 85-1	山林	0.8661	スギ ヒノキ	58 70	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定され る場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定され ない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	＜経営管理実施 権が設定され る場合＞ 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ ととし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。 ＜経営管理実施 権が設定され ない場合＞ ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。	
2	同上	2016-5	14	い30-0	山林	0.2029	ヒノキ	67	同上	同上				
3	同上	2025-1	14	い79-0	山林	0.1021	ヒノキ	60	同上	同上				
4	同上	2032-1	14	い27-0	山林	0.4641	ヒノキ	61	同上	同上				
5	同上	8064-1	14	い54-0	山林	0.6430	スギ	53	同上	同上				
6	同上	8064-2	14	い50-1	山林	0.0501	スギ ヒノキ	65 65	同上	同上				
7	同上	8065	14	い54-0	山林	0.0390	ヒノキ	53	同上	同上				
8	同上	8066-1	14	い50-1	山林	0.0456	ヒノキ	65 65	同上	同上				
9	同上	8067	14	い54-0	山林	0.0370	ヒノキ	53	同上	同上				
10	同上	8377	12	は10-0	山林	0.0228	ヒノキ	68	同上	同上				
11	同上	8380	12	は9-1	山林	0.0561	ヒノキ	59	同上	同上				
12	同上	8381	12	は11-1	山林	0.1490	ヒノキ	68	同上	同上				
13	同上	8382	12	は9-1	山林	0.0310	ヒノキ	59	同上	同上				
14	同上	8384-1	16	い10-0	山林	0.0830	ヒノキ	61	同上	同上				
15	同上	8385-1	12	は33-1	山林	0.0038	ヒノキ	59	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14363	12	ろ59-0 85-1	山林	0.8661	スギ ヒノキ	58 70				
2	同上	2016-5	14	い30-0	山林	0.2029	ヒノキ	67				
3	同上	2025-4	14	い79-0	山林	0.1021	ヒノキ	60				
4	同上	2032-1	14	い27-0	山林	0.4641	ヒノキ	61				
5	同上	8064-1	14	い54-0	山林	0.6430	スギ	53				
6	同上	8064-2	14	い50-1	山林	0.0501	スギ ヒノキ	65 65				
7	同上	8065	14	い54-0	山林	0.0390	ヒノキ	53				
8	同上	8066-1	14	い50-1	山林	0.0456	ヒノキ	65 65				
9	同上	8067	14	い54-0	山林	0.0370	ヒノキ	53				
10	同上	8377	12	は10-0	山林	0.0228	ヒノキ	68				
11	同上	8380	12	は9-1	山林	0.0561	ヒノキ	59				
12	同上	8381	12	は11-1	山林	0.1490	ヒノキ	68				
13	同上	8382	12	は9-1	山林	0.0310	ヒノキ	59				
14	同上	8384-1	16	い10-0	山林	0.0830	ヒノキ	61				
15	同上	8385-1	12	に33-1	山林	0.0038	ヒノキ	59				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-14	経営管理権の設定を受ける市町村 村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
		乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基 づいて行われ る経営管理の 内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、相手方及 び方法
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1		富上市大淵	1670-2	14	は27-2 34-1	山林	0.0363	ヒノキ スギ	61 80	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2		同上	2011-2	14	い38-0	山林	0.7785	ヒノキ	77	同上	同上			
3		同上	2011-3	14	い41-0	山林	0.1223	ヒノキ	70	同上	同上			

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1670-2	14	は27-2 34-1	山林	0.0363	ヒノキ スギ	61 80				
2	同上	2011-2	14	い38-0	山林	0.7785	ヒノキ	77				
3	同上	2011-3	14	い41-0	山林	0.1223	ヒノキ	70				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-15	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町 1 丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	富上市大淵	14187	12	い28-0	山林	0.2218	ヒノキ	56	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定され る場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の日視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定され ない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの日視による森林 巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	＜経営管理実施 権が設定され る場合＞ 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ ととし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。 ＜経営管理実施 権が設定され ない場合＞ ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。			
2	同上	14188-1	12	い28-0	山林	0.1644	ヒノキ	56	同上	同上						
3	同上	14189	12	い26-0	山林	0.0320	ヒノキ	60	同上	同上						
4	同上	14190	12	い26-0	山林	0.3824	ヒノキ	60	同上	同上						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14187	12	い28-0	山林	0.2218	ヒノキ	56				
2	同上	14188-1	12	い28-0	山林	0.1644	ヒノキ	56				
3	同上	14189	12	い26-0	山林	0.0320	ヒノキ	60				
4	同上	14190	12	い26-0	山林	0.3824	ヒノキ	60				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-17	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	14308	12	ろ19 20-0	山林	0.2416	ヒノキ	61 51	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年 1 回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年 1 回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	13959	12	ろ19 20-0	山林	0.2416	ヒノキ	61 51				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-19	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	13959	11	い54-0	山林	0.5328	ヒノキ	65	公告の日から 6年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	13959	11	い54-0	山林	0.5328	ヒノキ	65				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-21	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	2016-11	14	い31-1	山林	0.1652	ヒノキ	59	公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	2016-11	14	い31-1	山林	0.1652	ヒノキ	59				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-24	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	14887	11	い11-0	山林	0.1368	ヒノキ	58	公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14887	11	い11-0	山林	0.1368	ヒノキ	58				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集04-25	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	富上市大淵	8355	12	に18-0	山林	0.1173	ヒノキ	53	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。			
2	同上	8356-1	12	に18-0	山林	0.5821	ヒノキ	53	同上	同上						
3	同上	8356-2	12	に18-0	山林	0.0446	ヒノキ	53	同上	同上						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	8355	12	に18-0	山林	0.1173	ヒノキ	53				
2	同上	8356-1	12	に18-0	山林	0.5821	ヒノキ	53				
3	同上	8356-2	12	に18-0	山林	0.0446	ヒノキ	53				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-26	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富上市大淵	11297	12	に8-0	山林	0.1494	ヒノキ	65	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、浜畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、浜畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	同上	14298	12	に8-0	山林	0.0231	ヒノキ	65	同上	同上					
3	同上	14299	12	に15-0	山林	0.2066	ヒノキ	90	同上	同上					
4	同上	11300	12	に15-0	山林	0.1639	ヒノキ	90	同上	同上					
5	同上	14301	12	に15-0	山林	0.0366	ヒノキ	90	同上	同上					
6	同上	14398	12	に15-0	山林	0.0198	スギ	90	同上	同上					
7	同上	11399	12	に15-0	山林	0.1894	ヒノキ	90	同上	同上					
8	同上	14400	12	に15-0	山林	0.0446	ヒノキ	90	同上	同上					
9	同上	14401	12	に15-0	山林	0.0231	ヒノキ	90	同上	同上					
10	同上	14411	12	に15-0	山林	0.0938	ヒノキ	90	同上	同上					
11	同上	11412	12	に15-0	山林	0.0234	ヒノキ	90	同上	同上					
12	同上	8357-1	12	に18-1	山林	0.2189	ヒノキ	53	同上	同上					

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-27	経営管理権の設定を受ける市町村 村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	14358	12	ろ94-0	山林	0.0882	ヒノキ	80	公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定され る場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病虫害及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の日視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定され ない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの日視による森林 巡回を実施する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法 ＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法 ＜経営管理実施 権が設定され る場合＞ 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ とし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。 ＜経営管理実施 権が設定され ない場合＞ ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。	
2	同上	14359	12	ろ94-0	山林	0.1335	ヒノキ	80	同上	同上				
3	同上	14360	12	ろ93-0	山林	0.2095	ヒノキ	64	同上	同上				
4	同上	14361	12	ろ94-0	山林	0.0228	ヒノキ	80	同上	同上				
5	同上	14362	12	ろ93-0 94-0	山林	0.0578	ヒノキ	64 80	同上	同上				
6	同上	14391	12	ろ93-0	山林	0.1920	ヒノキ	64	同上	同上				
7	同上	14392	12	ろ93-0	山林	0.0033	ヒノキ	64	同上	同上				
8	同上	14393	12	ろ93-0	山林	0.0198	ヒノキ	64	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14358	12	ろ94-0	山林	0.0882	ヒノキ	80				
2	同上	14359	12	ろ94-0	山林	0.1335	ヒノキ	80				
3	同上	14360	12	ろ93-0	山林	0.2095	ヒノキ	64				
4	同上	14361	12	ろ94-0	山林	0.0228	ヒノキ	80				
5	同上	14362	12	ろ93-0 94-0	山林	0.0578	ヒノキ	64 80				
6	同上	14391	12	ろ93-0	山林	0.1920	ヒノキ	64				
7	同上	14392	12	ろ93-0	山林	0.0033	ヒノキ	64				
8	同上	14393	12	ろ93-0	山林	0.0198	ヒノキ	64				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-30	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	富上市大淵	14332	12	ろ56-0	山林	0.0856	ヒノキ	59	公告の日から	6年 (2029.3.31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。			
2	同上	14335	12	ろ56-0	山林	0.2766	ヒノキ	59	同上	同上						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14332	12	ろ56-0	山林	0.0856	ヒノキ	59				
2	同上	14335	12	ろ56-0	山林	0.2766	ヒノキ	59				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-32	経営管理権の設定を受ける市町 村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権 に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富上市大淵	14222-2	12	い29-0	山林	0.0209	スギ ヒノキ	59	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定され る場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病虫害及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の日視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定され ない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの日視による森林 巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	＜経営管理実施 権が設定され る場合＞ 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ とし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。 ＜経営管理実施 権が設定され ない場合＞ ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。		
2	同上	14223-2	12	い29-0	山林	0.6547	ヒノキ	59	同上	同上					
3	同上	14225	12	い29-0	山林	0.0469	ヒノキ	59	同上	同上					
4	同上	14226	12	い29-0	山林	0.0575	ヒノキ	59	同上	同上					
5	同上	14227	12	い40-0	山林	0.0214	ヒノキ	66	同上	同上					
6	同上	14228	12	い40-0	山林	0.0337	ヒノキ	66	同上	同上					
7	同上	14229	12	い40-0	山林	0.0234	ヒノキ	66	同上	同上					
8	同上	14230	12	い40-0	山林	0.0320	ヒノキ	66	同上	同上					
9	同上	14231	12	い29-0 40-0	山林	0.0899	ヒノキ	59 66	同上	同上					
10	同上	4480	12	い29-0	山林	0.1861	ヒノキ スギ	59	同上	同上					
11	同上	8338-1	12	い6-0 36-0	山林	0.8311	ヒノキ	56 71	同上	同上					
12	同上	8339-1	12	い6-0	山林	0.0369	ヒノキ スギ	56	同上	同上					
13	同上	8345	12	い38-0	山林	0.0928	スギ	53	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14222-2	12	い29-0	山林	0.0209	スギ ヒノキ	59				
2	同上	14223-2	12	い29-0	山林	0.6547	ヒノキ	59				
3	同上	14225	12	い29-0	山林	0.0469	ヒノキ	59				
4	同上	14226	12	い29-0	山林	0.0575	ヒノキ	59				
5	同上	14227	12	い40-0	山林	0.0214	ヒノキ	66				
6	同上	14228	12	い40-0	山林	0.0337	ヒノキ	66				
7	同上	14229	12	い40-0	山林	0.0234	ヒノキ	66				
8	同上	14230	12	い40-0	山林	0.0320	ヒノキ	66				
9	同上	14231	12	い29-0 40-0	山林	0.0899	ヒノキ	59 66				
10	同上	4480	12	い29-0	山林	0.1861	ヒノキ スギ	59				
11	同上	8338-1	12	い6-0 36-0	山林	0.8311	ヒノキ	56 71				
12	同上	8339-1	12	い6-0	山林	0.0369	ヒノキ スギ	56				
13	同上	8345	12	い38-0	山林	0.0928	スギ	53				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-36	経営管理権の設定を受ける市町村 村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	1667-2	14	は22-0	山林	0.3440	ヒノギ	66	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上	1667-3	14	は20-0	山林	0.0793	ヒノギ スギ	58	同上	同上				
3	同上	6949-1	14	は1-0 20-0 21-0	山林	0.4687	ヒノギ スギ	38 58 67	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1667-2	14	は22-0	山林	0.3440	ヒノキ	66				
2	同上	1667-3	14	は20-0	山林	0.0793	ヒノキ スギ	58				
3	同上	6949-1	14	は1-0 20-0 21-0	山林	0.4687	ヒノキ スギ	38 58 67				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-37	経営管理権の設定を受ける市町村 村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	1706-1	14	は7-0	山林	0.1361	ヒノキ	62	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上	6983	15	い3-0	山林	0.3963	ヒノキ	54	同上	同上				
3	同上	6984	15	い4-0	山林	0.0638	ヒノキ	55	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）												備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1706-1	14	は7-0	山林	0.1361	ヒノキ	62				
2	同上	6983	15	い3-0	山林	0.3963	ヒノキ	54				
3	同上	6984	15	い4-0	山林	0.0638	ヒノキ	55				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集04-38	経営管理権の設定を受ける市町村 村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富上市大淵	1674-1	14	は17-0	山林	0.2116	ヒノキ	55	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10％以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	同上	1675-1	14	は16-0	山林	0.3968	ヒノキ	55	同上	同上					
3	同上	1676-1	14	は15-0	山林	0.2137	ヒノキ	58	同上	同上					
4	同上	1677-1	14	は30-0 は35-0	山林	0.6074	ヒノキ	43	同上	同上					
5	同上	2093-1	14	い1-0 い2-0	山林	0.1643	ヒノキ	57 62	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1674-1	14	は17-0	山林	0.2116	ヒノキ	55				
2	同上	1675-1	14	は16-0	山林	0.3968	ヒノキ	55				
3	同上	1676-1	14	は15-0	山林	0.2137	ヒノキ	58				
4	同上	1677-1	14	は30-0 は35-0	山林	0.6074	ヒノキ	43				
5	同上	2093-1	14	い1-0 い2-0	山林	0.1643	ヒノキ	57 62				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-43	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富士市大淵	14349	12	ろ48-0	山林	0.4492	スギ ヒノキ	80	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 <経営管理実施権が設定され ない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される 場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10％以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	<経営管理実施 権が設定され る場合> 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ とし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。 <経営管理実施 権が設定され ない場合> ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いには行わ ない。	
2	同上	4526	12	ろ48-0	山林	0.1692	スギ ヒノキ	80	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富上市大淵	14349	12	ろ48-0	山林	0.4492	スギ ヒノキ	80				
2	同上	4526	12	ろ48-0	山林	0.1692	スギ ヒノキ	80				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富上市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-44	経営管理権の設定を受ける市町村 村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町 1 丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	8334	12	い35-0	山林	0.1758	ヒノキ	54	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定され る場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の日視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 <経営管理実施権が設定され ない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの日視による森林 巡回を実施する。	<経営管理実施 権が設定され る場合> 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ ととし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。 <経営管理実施 権が設定され ない場合> ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。		
2	同上	8335-1	12	い30-0	山林	0.1428	ヒノキ	61	同上	同上				
3	同上	8336-1	12	い30-0	山林	0.0593	ヒノキ	61	同上	同上				
4	同上	8336-2	12	い34-0	山林	0.0274	ヒノキ	38	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	8334	12	い35-0	山林	0.1758	ヒノキ	54				
2	同上	8335-1	12	い30-0	山林	0.1428	ヒノキ	61				
3	同上	8336-1	12	い30-0	山林	0.0593	ヒノキ	61				
4	同上	8336-2	12	い34-0	山林	0.0274	ヒノキ	38				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-15	経営管理権の設定を受ける市町村 村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森 林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	2011-1	14	い43-0	山林	0.0879	ヒノキ	70	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上	2012	14	い43-0	山林	0.1421	ヒノキ	70	同上	同上				
3	同上	2013	14	い42-0	山林	0.2006	ヒノキ	70	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	2011-1	14	い43-0	山林	0.0879	ヒノキ	70				
2	同上	2012	14	い43-0	山林	0.1421	ヒノキ	70				
3	同上	2013	14	い42-0	山林	0.2006	ヒノキ	70				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番 号	集 04-47	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							（名称） 富上市長 小長井 義正		（所在地） 静岡県富上市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							（氏名又は名称）		（住所又は所在地）					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	富上市大淵	14296	12	に16-0	山林	0.1461	ヒノキ	70	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定され る場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病虫害及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定され ない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定され る場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10％以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	＜経営管理実施 権が設定され る場合＞ 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ とし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。 ＜経営管理実施 権が設定され ない場合＞ ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。			
2	同上	14404	12	に17-0	山林	0.4631	ヒノキ	67	同上	同上						
3	同上	14405	12	に17-0	山林	0.0469	ヒノキ	67	同上	同上						
1	同上	14406	12	に17-0	山林	0.2109	ヒノキ	67	同上	同上						
5	同上	2016-4	14	い79-1	山林	0.1047	ヒノキ	60	同上	同上						
6	同上	2027-1	14	い79-1	山林	0.1907	ヒノキ	60	同上	同上						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14296	12	に16-0	山林	0.1461	ヒノキ	70				
3	同上	14404	12	に17-0	山林	0.4631	ヒノキ	67				
3	同上	14405	12	に17-0	山林	0.0469	ヒノキ	67				
4	同上	14406	12	に17-0	山林	0.2109	ヒノキ	67				
5	同上	2016-4	14	い79-1	山林	0.1047	ヒノキ	60				
6	同上	2027-1	14	い79-1	山林	0.1907	ヒノキ	60				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-50	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）						(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町 1 丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）										経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備 考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	富上市大淵	1977	14	い60-0	山林	0.3735	ヒノキ	40	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定され る場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病害虫及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 <経営管理実施権が設定され ない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と 補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金 事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益 額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売し て得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するの に要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示 した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額 により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補う ために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事 務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することが できる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補 助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施 権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負 担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経 営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に 協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木 材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担する ものとする。	<経営管理実施 権が設定され る場合> 1. 時期 木材生産業務 及び木材販売 業務が完了 し、収支結果 が確定後、速 やかにおこな う。 2. 相手方及び 方法 経営管理実施 権者から甲に Dを支払うこ とし、支払 方法は、甲の 指定する口座 振込又は甲に 現金手渡しに よりおこな う。 <経営管理実施 権が設定され ない場合> ・時期、相手 方及び方法 乙から甲に対 して金銭の支 払いは行わな い。		

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	1977	14	い60-0	山林	0.3735	ヒノキ	40				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-51	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の始期	経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	2028-2	14	い20-0	山林	0.0264	ヒノキ	56	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法 ＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 ＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上	2029-2	14	い20-0	山林	0.1216	ヒノキ	56	同上	同上				
3	同上	2030	14	い20-0	山林	0.0238	ヒノキ	56	同上	同上				
4	同上	2035-1	14	い20-0	山林	0.0237	ヒノキ	56	同上	同上				
5	同上	2035-2	14	い20-0	山林	0.0359	ヒノキ	56	同上	同上				
6	同上	2035-3	14	い20-0	山林	0.0123	ヒノキ	56	同上	同上				
7	同上	2035-5	14	い20-0	山林	0.0180	ヒノキ	56	同上	同上				
8	同上	2036-1	14	い20-0	山林	0.0233	ヒノキ	56	同上	同上				
9	同上	2036-2	14	い20-0	山林	0.0137	ヒノキ	56	同上	同上				
10	同上	2050-1	14	い82-0	山林	0.2715	ヒノキ	55	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14305-1	14	い20-0	山林	0.0264	ヒノキ	56				
2	同上	14305-3	14	い20-0	山林	0.1216	ヒノキ	56				
3	同上	14305-4	14	い20-0	山林	0.0238	ヒノキ	56				
4	同上	14319	14	い20-0	山林	0.0237	ヒノキ	56				
5	同上	2121	14	い20-0	山林	0.0359	ヒノキ	56				
6	同上	2122-1	14	い20-0	山林	0.0123	ヒノキ	56				
7	同上	2122-3	14	い20-0	山林	0.0180	ヒノキ	56				
8	同上	2122-4	14	い20-0	山林	0.0233	ヒノキ	56				
9	同上	2123-2	14	い20-0	山林	0.0137	ヒノキ	56				
10	同上	2126-1	14	い82-0	山林	0.2715	ヒノキ	55				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上）

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集04-53	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富上市大淵	14375	12	ろ97-0	山林	0.0125	ヒノキ	56	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	同上	14382	12	ろ97-0	山林	0.0872	ヒノキ	56	同上	同上					
3	同上	14383	12	ろ97-0	山林	0.2029	ヒノキ	56	同上	同上					
4	同上	14385	12	ろ97-0	山林	0.1705	ヒノキ	56	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14375	12	ろ97-0	山林	0.0125	ヒノキ	56				
2	同上	14382	12	ろ97-0	山林	0.0872	ヒノキ	56				
3	同上	14383	12	ろ97-0	山林	0.2629	ヒノキ	56				
4	同上	14385	12	ろ97-0	山林	0.1705	ヒノキ	56				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号	集04-54	経営管理権の設定を受ける市町村 村（乙）						(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の初期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行われ る経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	14321-1	12	ろ30-0 31-0	山林	0.2617	ヒノキ	58 66	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上	14328	12	ろ47-0 49-0	山林	0.2740	ヒノキ	68 65	同上	同上				
3	同上	14329	12	ろ32-0	山林	0.1176	ヒノキ	69	同上	同上				
4	同上	14330	12	ろ50-0	山林	0.0317	ヒノキ	68	同上	同上				
5	同上	14331	12	ろ53-0	山林	0.1659	ヒノキ	62	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14321-1	12	ろ30-0 31-0	山林	0.2617	ヒノキ	58 66				
2	同上	14328	12	ろ47-0 49-0	山林	0.2740	ヒノキ	68 65				
3	同上	14329	12	ろ32-0	山林	0.1176	ヒノキ	69				
4	同上	14330	12	ろ50-0	山林	0.0317	ヒノキ	68				
5	同上	14331	12	ろ53-0	山林	0.1659	ヒノキ	62				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集01-56	経営管理権の設定を受ける市町村 村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	14314	12	ろ33-0	山林	0.1824	ヒノキ	67	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上	14316	12	ろ45-0	山林	0.1652	ヒノキ スギ	66	同上	同上				
3	同上	14317	12	ろ33-0 34-0	山林	0.1319	ヒノキ	67 73	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14314	12	ろ33-0	山林	0.1824	ヒノキ	67				
2	同上	14316	12	ろ45-0	山林	0.1652	ヒノキ スギ	66				
3	同上	14317	12	ろ33-0 34-0	山林	0.1319	ヒノキ	67 73				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-57	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町 1 丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	富上市大淵	14182	12	ろ14-0	山林	0.0558	ヒノキ	61	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。		＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上	14183	12	ろ14-0	山林	0.0624	ヒノキ	61	同上	同上					
3	同上	14184	12	ろ14-0	山林	0.0783	ヒノキ	61	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）												備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14182	12	ろ14-0	山林	0.0558	ヒノキ	61				
2	同上	14183	12	ろ14-0	山林	0.0624	ヒノキ	61				
3	同上	14184	12	ろ14-0	山林	0.0783	ヒノキ	61				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番 号	集 04-59	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	富上市大淵	14334	12	ろ46-0	山林	0.1557	スギ ヒノキ	58	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定され る場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林経営を受託し、利 用間伐等の木材生産業務及び 木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施 権者が森林管理を受託し、火 災、病虫害及び気象災害等の 状況を確認するため、年1回 以上、林道などの既設道から の目視による森林巡回を実施 する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施 権者が提示した企画提案書に 基づいて、森林施業を実施す るとともに、溪畔林における 伐採等は控えるなど生物多様 性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定され ない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を 実施する。なお、施業の実施 にあたっては、溪畔林におけ る伐採等は控えるなど生物多 様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気 象災害等の状況を確認するた め、年1回以上、林道などの 既設道からの目視による森林 巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10％以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。			
2	同上	14341	12	ろ48-1	山林	0.0366	スギ ヒノキ	80	同上	同上						
3	同上	14346	12	ろ48-1	山林	0.0661	スギ ヒノキ	80	同上	同上						
1	同上	14347	12	ろ48-1	山林	0.1414	スギ ヒノキ	80	同上	同上						
5	同上	14348	12	ろ48-1	山林	0.3282	スギ ヒノキ	80	同上	同上						
6	同上	14389	12	ろ91-0	山林	0.1494	ヒノキ	55	同上	同上						

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14334	12	ろ46-0	山林	0.1557	ヒノキ	58				
3	同上	14341	12	ろ48-1	山林	0.0366	ヒノキ	80				
3	同上	11316	12	ろ48-1	山林	0.0661	ヒノキ	80				
4	同上	11347	12	ろ48-1	山林	0.1414	ヒノキ	80				
5	同上	14348	12	ろ48-1	山林	0.3282	ヒノキ	80				
6	同上	14389	12	ろ91-0	山林	0.1494	ヒノキ	55				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-60	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富士市大淵	1665	14	は29-0	山林	0.3421	ヒノギ	61	公告の日から	6年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	同上	1670	14	は34-0 27-1	山林	0.2502	スギ	80	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富上市大淵	15099	14	は29-0	山林	0.3421	ヒノキ	61				
2	同上	15106	14	は34-0 27-1	山林	0.2502	スギ	80				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富上市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-62	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地				
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)				
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権の存続期間（終期）（B）	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期						
1	富上市大淵	2019-1	14	い33-0 34-0	山林	0.2368	ヒノキ	53 48	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法 ＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10％以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法 ＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	同上	2019-2	14	い34-0	山林	0.0252	ヒノキ	48	同上	同上					
3	同上	2021-1	14	い34-0	山林	0.2265	ヒノキ	48	同上	同上					
4	同上	2021-3	14	い34-0	山林	0.0042	ヒノキ	48	同上	同上					
5	同上	2023-3	14	い34-0	山林	0.0076	ヒノキ	48	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（Ａ）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（Ｅ）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	2019-1	14	い33-0 34-0	山林	0.2368	ヒノキ	53 48				
2	同上	2019-2	14	い34-0	山林	0.0252	ヒノキ	48				
3	同上	2021-1	14	い34-0	山林	0.2265	ヒノキ	48				
4	同上	2021-3	14	い34-0	山林	0.0042	ヒノキ	48				
5	同上	2023-3	14	い34-0	山林	0.0076	ヒノキ	48				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （１） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （２） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （３）（Ａ）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に２段書きにする。
 - （４）（Ａ）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に２段書きにすること。
 - （５）（Ｂ）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集01-64	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)						(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)						(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)										経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	富上市大淵	14416	12	ろ85-0	山林	0.3454	ヒノキ	70	公告の日から	6 年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法 ＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益はこのものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。		
2	同上	14421	12	ろ85-0 86-0	山林	0.1487	ヒノキ	70 58	同上	同上					
3	同上	14422	12	ろ86-1	山林	0.0429	ヒノキ	58	同上	同上					
4	同上	14874	11	い6-0	山林	0.2700	ヒノキ	57	同上	同上					
5	同上	14875	11	い6-0	山林	0.0304	ヒノキ	57	同上	同上					
6	同上	14876	11	い6-0	山林	0.0290	ヒノキ	57	同上	同上					
7	同上	14877	11	い6-0	山林	0.0042	ヒノキ	57	同上	同上					
8	同上	14879	11	い6-0	山林	0.0152	ヒノキ	57	同上	同上					
9	同上	4492	12	ろ85-0	山林	0.2089	ヒノキ	70	同上	同上					

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14416	12	ろ85-0	山林	0.3454	ヒノキ	70				
2	同上	14421	12	ろ85-0 86-0	山林	0.1487	ヒノキ	70 58				
3	同上	14422	12	ろ86-1	山林	0.0429	ヒノキ	58				
4	同上	14874	11	い6-0	山林	0.2700	ヒノキ	57				
5	同上	14875	11	い6-0	山林	0.0304	ヒノキ	57				
6	同上	14876	11	い6-0	山林	0.0290	ヒノキ	57				
7	同上	14877	11	い6-0	山林	0.0642	ヒノキ	57				
8	同上	14879	11	い6-0	山林	0.0152	ヒノキ	57				
9	同上	4492	12	ろ85-0	山林	0.2089	ヒノキ	70				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-65	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富上市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富上市永田町1丁目100番地			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)			
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権の 発期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	14326	12	ろ51-0	山林	0.0449	ヒノキ	60	公告の日から	6年 (2029.3.31)	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの日視による森林巡回を実施する。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	＜経営管理実施権が設定される場合＞ 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 ＜経営管理実施権が設定されない場合＞ ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上	14911	11	い9-0	山林	0.2690	ヒノキ	59	同上	同上				
3	同上	14912	11	い9-0	山林	0.1877	ヒノキ	70	同上	同上				
4	同上	14913	11	い9-0	山林	0.0393	ヒノキ	70	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14326	12	ろ51-0	山林	0.0449	ヒノキ	60				
2	同上	14911	11	い9-0	山林	0.2690	ヒノキ	59				
3	同上	14912	11	い9-0	山林	0.1877	ヒノキ	70				
4	同上	14913	11	い9-0	山林	0.0393	ヒノキ	70				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 富士市長 小長井 義正 住 所（同上）												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 号 番 号	集 04-66	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称)		(所在地)			
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							富上市長 小長井 義正		静岡県富上市永田町1丁目100番地			
											(氏名又は名称)		(住所又は所在地)	
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる 経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を 控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
1	富上市大淵	14342	12	ろ68-0	山林	0.1785	ヒノキ	53	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金全額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定全額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定全額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。 <経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。 <経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上	14343	12	ろ68-0	山林	0.4909	ヒノキ	53	同上	同上				
3	同上	14344	12	ろ68-0	山林	0.0350	ヒノキ	53	同上	同上				
4	同上	14368	12	ろ68-0	山林	0.2181	ヒノキ	53	同上	同上				
5	同上	14946	11	い27-0	山林	0.1781	ヒノキ	73	同上	同上				
6	同上	14947	11	い27-0	山林	0.0952	ヒノキ	73	同上	同上				
7	同上	14948	11	い27-0	山林	0.0842	ヒノキ	73	同上	同上				

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富士市大淵	14342	12	ろ68-0	山林	0.1785	ヒノキ	53				
3	同上	14343	12	ろ68-0	山林	0.4909	ヒノキ	53				
3	同上	14344	12	ろ68-0	山林	0.0350	ヒノキ	53				
4	同上	14368	12	ろ68-0	山林	0.2181	ヒノキ	53				
5	同上	14946	11	い27-0	山林	0.1781	ヒノキ	73				
6	同上	14947	11	い27-0	山林	0.0952	ヒノキ	73				
7	同上	14948	11	い27-0	山林	0.0842	ヒノキ	73				

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村（乙）

権利を設定する森林の森林所有者（甲）

住 所（同上） 富士市長 小長井 義正

住 所（同上）

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整 理 番 号	集04-68	経営管理権の設定を受ける市町村（乙）							(名称) 富士市長 小長井 義正		(所在地) 静岡県富士市永田町 1 丁目100番地					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者（甲）							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）											経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 （終期） （B）	経営管理権に基づいて行わ れる経営管理の内容（C）	木材の販売による収入から木材生産等に要する経 費を控除してなお収益がある場合において甲に支 払われるべき金銭（D）の額の算定方法	乙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所 在	地番	林班	準林班 小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢								
1	富士市大淵	15099	11	い59-1	山林	0.2234	ヒノキ	65	公告の日から	6 年 (2029. 3. 31)	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 森林経営 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林経営を受託し、利用間伐等の木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・乙が選定した経営管理実施権者が森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・乙が選定した経営管理実施権者が提示した企画提案書に基づいて、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定される場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	
2	同上	15106	11	い59-1	山林	0.0647	ヒノキ	65	同上	同上	<経営管理実施権が設定されない場合> ・乙は、存続期間中に間伐を実施する。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 ・乙は、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 2. 留意事項 ・乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、実際に木材を販売して得られた収入又は経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、実際に木材を生産するのに要した経費又は、経営管理実施権者が企画提案書に示した設定金額を勘案して、いずれかの利益が見込める額により算定する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・経営管理実施権者は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、経営管理実施権者がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように経営管理実施権者に協力すること。	<経営管理実施権が設定されない場合> 1. 時期 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 経営管理実施権者から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	<経営管理実施権が設定されない場合> ・時期、相手方及び方法 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。	

乙が経営管理権の設定を受ける森林（A）									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者（E）			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	富上市大淵	15099	11	い59-1	山林	0.2234	ヒノキ	65				
2	同上	15106	11	い59-1	山林	0.0647	ヒノキ	65				
この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村（乙） 権利を設定する森林の森林所有者（甲） 住 所（同上） 住 所（同上） 富上市長 小長井 義正												

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
 - （2） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
 - （3）（A）欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を（ ）書きで下段に2段書きにする。
 - （4）（A）欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は（ ）書きで下段に2段書きにすること。
 - （5）（B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

経営管理権集積計画に定めた経営管理権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるものとする。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施することとする。

(2) 受託者の義務

① 乙が経営管理実施権配分計画を定めることにより、経営管理実施権の設定を受ける者（以下「経営管理実施権者」という。）は、甲に対して善管注意義務を負うものとする。これにより、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、経営管理実施権者に対して監督責任を負うものとする。

② 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同じ注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。

(3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理権集積計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、乙に設定された経営管理権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

(6) 経営管理権の設定等の条件

① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

② 乙は、災害その他の事由により当該森林において（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難となった場合は、気象災等により被害が生じたことにより、（10）により復旧を行う場合を除いて、経営管理権集積計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。

④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めた経営管理権に関する事項は変更しないものとする。

(7) 森林への立入り及び施設の利用等

① 乙は、（1）、（9）、（15）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。

② 乙は、（1）、（9）に掲げる事項を実施するために必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、乙以外の者に当該設置された施設の維持管理を任せることができる。

③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、経営管理実施権者が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林施業による測量の実施

① 乙は、経営管理権集積計画について、甲からの同意を得た上で、測量を実施することとする。

② 乙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。

③ 乙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要が生じた場合は、境界を明確化するための測量調査など必要な措置を講じるものとする。

- (10) 森林保険
- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。
 - ② 経営管理実施権者は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が復旧する用に供するために、当該保険金を復旧費用として適用することとする。
- (11) 災害等による経営及び管理の取り扱い
- 次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。
- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
 - ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
 - ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害賠償
- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わないものとする。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法
- 経営管理権の存続期間が満了した場合において、甲と乙との間における金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- (14) 甲の通知及び届出
- ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
- ① 乙は、経営管理権の設定を受けた森林について、経営管理権集積計画の内容に適合する範囲内において、甲の同意を要せずに、経営管理実施権配分計画を作成し、公告することによって、乙が選定した林業経営者に当該森林の経営管理実施権を設定することができる。
 - ② 乙は、経営管理実施権配分計画を公告する前に、経営管理実施権配分計画及び企画提案書の内容の写しを甲に送付するものとする。
 - ③ 経営管理実施権配分計画が定められた場合、当該森林の経営管理を受託した経営管理実施権者が責任を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。また、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を受ける義務を負う。
 - ④ 経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づいて経営管理実施権者から甲に支払を受けたときは、甲は、経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づいて、乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) 森林利用の制約
- 甲は、当該森林を利用する際には、乙又は経営管理実施権者に事前に連絡しなければならない。
- 乙は、経営管理実施権者が実施する森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。
- 乙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。
- (17) その他
- この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定めるものとする。